

令和6年第8回平取町議会臨時会（開 会 午前9時27分）

高山議長

皆さんおはようございます。定刻まで若干時間はありますけれども、全員そろいましたので、ただいまから臨時会を開催したいと思います。只今の出席議員は10名であり、定足数に達していますので会議は成立いたします。ただいまより令和6年第8回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番崎廣議員と7番萱野議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについて、本日、議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。3番松澤議員。

3番
松澤議員

本日招集されました、令和6年第8回平取町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日、11月29日の1日間とすることで、意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、行政報告を行います。議案の審議先立ち、町より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長。

町長

要望の経過を報告いたします。要望項目でございますけれども、日高町村会中央要望でございます。内容といたしましては、高規格道路日高自動車道の整備促進についてであり、令和7年度には新冠インターまでの開通が予定されているところでありますが、その先の早期整備に関して、下記の重点要望と同様の内容を要望してきたところでございます。あわせて国会議員に対しましては、町村が自主性、自立性を持って、諸課題に着実に取り組むことができるよう、町村税源の充実強化、国税と町税の税源配分の見直し、地方交付税の原資については、地域偏在性の比較的大きい税目を構成とすることなどの内容で、令和7年度税制改正に関わる要望してきてございます。要望先は、道内選出国会議員、財務省主計官、国土交通省におきましては大臣、ほか、道路局長でございます。同じく北海道局でございます。要望月日は11月19日から20日の2日間、要望者は、日高町村会関係組織としての高規格道路日高自動車道早期建設促進期成会・日高総合開発期成会として、私が参加いたしました。以上、行政報告とさせていただきます。

高山議長

行政報告が終わりましたので、これより議事に入ります。

日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。令和6年度職員の給与改定に関する概要につきまして、お手元の別紙で配付させていただきました説明資料によりご説明をさせていただきます。初めに表の左側、職員の給与に関する人事院勧告（抜粋）についてご説明させていただきます。1番、勧告の骨子、（1）勧告月日は令和6年8月8日となっております。（2）民間給与との較差について。①月例給は、平均年齢42.1歳で比較した場合、1万1183円、2.76%の上昇。②ボーナスは民間4.6か月に対して、公務員は4.5か月となっております。2番、給与改定の内容と考え方ですが、民間給与との較差を解消するため、給料、ボーナスとも引き上げの改定となっております。（1）給料表については、改定率、平均で3.0%の引き上げとなっております。初任給が民間との間に差があることを踏まえ、大卒程度で2万3800円、高卒者で2万1400円の引き上げ、改定率については、初任給をはじめ若年層に重点を置き、上位級を低減させる形で、1級11.1%、2級7.6%、3級2.3%、4級1.6%、5級以上は1.4%の引き上げ改定となっております。また、定年前再任用職員の基準俸給月額についても、各級の改定額を踏まえ、引き上げる改定となっております。（2）ボーナスについては、年4.50月分から4.60月分へと0.10か月分の引き上げとなり、期末手当と勤勉手当をそれぞれ年0.05月引き上げる勧告となっております。また定年前再任用職員についても年2.35月分から2.40月分へと0.05月分の引き上げとなっております。（3）寒冷地手当については、令和7年度に平均11.3%の増額改定となりますが、令和8年度においては、沙流郡における寒冷地の地域区分がこれまでの1級地から2級地へ適用変更となることから、令和7年度に比べますとマイナス11.9%の減となります。具体的な金額については表のとおりですのでお読み取り願います。（4）通勤手当については、この度は新幹線利用者の金額が増額改定されましたが、当町には該当のないところとなります。（5）扶養手当については配偶者と子における手当が改定となるものですが、配偶者については令和7年度から、これまで6500円だったものが3000円へ、令和8年度には廃止となります。子については現行1万円が令和7年度に1万1500円、令和8年度で1万3000円へと改定されます。その他、親や兄弟姉妹などの扶養手当に変更はありません。（6）管理職員特別勤務手当について、支給対象となる時間帯が改正となります。これまでは平日については午前0時から午前5時までの勤務が支給の対象となっておりますが、改定により午後10時から午前5時までに拡充されました。（7）再任用された職員への手当支給の拡大と

ありますが、令和7年度より再任用職員に対し、住居手当、寒冷地手当が支給されることとなりました。次に、町の措置方針（案）ですが、表の右側に記載させていただいているとおり、職員の給与改定にあたりましては、町は従来から国家公務員給与に関する人事院勧告の内容を尊重してきた経緯がありますので、本年度につきましても同様に措置する方針で、表の左側でご説明させていただきました人事院勧告の内容と通勤手当を除き、同じ内容の改定を行おうとするものです。本条例による改正内容については、新旧対照表でご説明させていただきたいと思いますので、議案の5ページ目をお開きください。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第1条関係において、条例第15条第2項及び第3項で、令和6年12月の期末手当について、一般職は100分の122.5を100分の127.5に、再任用職員は100分の68.75を100分の71.25に改めるものです。次に、第16条第2項第1号及び第2号で、令和6年12月の勤勉手当について、一般職は100分の102.5を100分の107.5に、再任用職員は100分の48.75を100分の51.25に改めるものです。また、給料表については、10ページから16ページのとおりに改正するものです。次に、6ページをご覧ください。条例の第2条関係に係る新旧対照表です。第2条第1項の住居手当の後に地域手当を追加しております。これは人事院勧告によるものではなく、令和7年度から2年間、北海道後期高齢者医療広域連合への職員派遣の当番町となるために、係る給与については当町が派遣職員へ支給し、後に広域連合から人件費負担分が納入されるという形となるため、広域連合のルールに従い、地域手当を追加したものです。第7条扶養手当の第2項は扶養親族の範囲を記載しておりますが、第1号の配偶者は令和8年度に廃止となるため、1号ずつ繰り上げをしております。なお、令和7年度の支給分は、附則により支給額の変更を規定しております。第3項では配偶者である第1号を削除し、子の扶養手当を1万円から1万3000円に改めております。第8条の4は先ほど申し上げました地域手当の規定を追加しております。地域手当は給料、扶養手当、管理職手当を合計し、札幌市であれば4%を乗じて算出します。第14条は勤務1時間当たりの給与額の算出についてですが、時間外勤務手当の算出基礎となる手当に地域手当を追加しております。第15条は6月、12月の期末手当について、一般職は100分の125、再任用職員は100分の70にそれぞれ改め、第16条の勤勉手当について、一般職は100分の105、再任用職員は100分の50にそれぞれ改めようとするものです。第18条管理職員特別勤務手当の第1項は2行目に選挙事務のためにと記載されておりますが、現在の人事院規則では臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要によりと規定されておりますので当該規定と同じ文言とするものです。第2項中段、午前0時を午後10時へ改め、給料表については、17ページから23ページのとおりに改正するものです。また、本給料表は、これまで適用されてきた給料表と適用号俸が変わるために、24ページから29ページまで添付しました号俸の切替表に基づき、適用号俸を参

照することとなります。附則のところですが、この条例は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものです。また、附則第2条において、給料及び令和6年度支給の寒冷地手当は令和6年4月1日に遡り、ボーナスは令和6年12月1日から適用することを記載したものです。第4条では扶養手当について令和7年度に支給される額を記載しております。第5条は令和7年4月1日から適用される給料表が令和6年度のもものと変更されるため、適用号俸の切替表の説明となっております。以上、議案第1号についてご説明させていただきましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。この件につきましては、例年この時期に提案されている人事院勧告に基づく処置だというふうに理解はしております。近隣自治体においては日高町が11月26日開催の11月会議でこの件を処理しております。ただ新聞報道を見る限りでは、その他の自治体では提案されていないような気がしております。昨日より国会では第216回の臨時会が開催をされており、国の動向を注視しているのかなというふうに思いますが、当町が今回提案をされたという、その提案に対する判断理由についてまず伺いたいと思います。

高山議長

総務課長。

総務課長

地方公務員の給与水準は国家公務員の給与水準の同等以下とすることが法の趣旨に沿うものとされており、このため給与改定の時期においても、国家公務員が対象となる、いわゆる給与法の成立後が望ましいとされておりまして、当町も原則としてこれに沿うこととしております。しかしながら時の政権の状況により、優先しなければならない重要法案、その他の案件などがある場合、得てして給与法の審議が大きく遅れる場合がございますが、現在、税や社会保険の壁の関係などで、また与党過半数の状況などにより、給与法の審議を相当程度遅れると、以前から推測していたものです。管内においても7町の内2町は給与法の成立を待って改定するとのことですが、残りの5町は給与法の成立を待たずに改定する可能性があるとのこと。その中でも一部事務組合の同じ構成町である日高町においては、11月臨時議会での条例提案をかねてから予定されていたことから、その影響や、受給者各位の年末の資金需要、税や共済、差額支給に係る事務手続き、システムの設定変更など、もろもろの事情を鑑みたとき、本臨時会に提案させていただくこととさせていただいたものによります。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

了解いたしました。重ねて、もう 1 点伺いたいと思います。11 月 15 日に開催されました総務常任委員会では詳細な説明があったんですけども、この議案書 24 ページの附則第 5 条、これに基づく号俸の切替えについてであります。3 級において 4 号俸、4 級・5 級においては 8 号俸、6 級においては 12 号俸がカットというか短縮される仕組みだと思えます。人事院の給与勧告のポイントと仕組みというのをネットから取って勉強させてもらいましたが、給与制度のアップデートという形で表現されておりますが、もう少しこの詳細の説明をしていただければ、なぜこのような状態になるのか教えていただきたいと思えます。それとあわせて、これに伴って 1・2 級から昇格される方と、現行の 3・4・5・6 級にいる職員の方というのは、カットされた分、追いつかれてくるような気がするんですけども、そこに対する手当について考えているかどうか、それについても伺いしたいと思います。

高山議長

総務課長。

総務課長

今回給料表が令和 6 年 4 月 1 日に適用するものと、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものの 2 本が提出された形となっております。2 本目にあたる給料表については、3 級の職員からは、ただいま議員が申されたとおり、3 級であれば 1 号俸から 5 号俸までの号俸が 3 級の 1 号俸に統合されたりという形で改正されています。これにつきましては、初任給がまず大幅な改定となり、次年度において給与のそれぞれの職員が定期昇給や昇格をしていく際に、古い給料表のままでは、支障が生じるという観点から、そのような改定がされたというふうに伺っております。そのため 2 級の職員から 3 級に昇格する際、そのような状況が逆転現象とか、場合の影響とかが出ないようにというための措置でございますので、職員がこれにより、3 級の職員が 2 級の職員から追いつかれるだとか、そういったことが生じないような仕組みにされておりますので、職員に対する不利益というのはないと考えております。そのため特に手当ですることなどというのは、考えていないというところでございます。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

追いつかれることがないっていう答弁だったと思うんですけども、3 級で今まで言う 1 号俸、4 号俸がカットになって、4 級・5 級で 8 号俸がカットになる、6 級では 12 号俸がカットになるということでは、先に行った人は、6 級で言えば 12 号俸がカットされないで上がっていつているわけですから、後から来た人との差が縮まるような気がするんですけども、縮まらないということですか。

高山議長

総務課長。

総務課長

失礼いたしました。ただいまのご質問お聞きして、縮まるということは、格差が縮まるということは確かにございます。それに対する手当てというのは考えておりませんので、あくまでもこの決められた制度にのっとって運用していきたいというふうに考えております。

高山議長

ほか、質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なし）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。会計年度任用職員の給与改定に関する概要につきまして、別紙で配付させていただきました概要の資料によりご説明させていただきます。概要の資料をご覧くださいと思います。1番の勧告骨子については職員と同様になります。2番の給与改定の内容と考える方の（1）給料表については、常勤職員の給料表の1級及び2級の表を準用しておりますことから、1級が11.3%、2級は7.6%の引き上げ改定となります。（2）のボーナスについては職員と同様に、期末勤勉手当合わせて、4.5か月分が4.6か月分へと0.1か月分引き上げとなります。また（3）の通勤手当についても勧告がなされておりますが、新幹線利用についての改正であるため、当町には該当ございません。（4）の実施時期については、給料は令和6年4月1日に遡って適用し、ボーナスは公布の日から施行します。以上、議案第2号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番木村議員。

4 番 木村議員	この給料についてはですね、準じてっていうことでありますのでいいんですけども、一つお聞きしたいのはですね、今平取町の会計年度任用職員については、定年がないっていうことになっているんですけども、これについて、町としてどういうふうに今考えているのかをお聞きしたい。
高山議長	総務課長。
総務課長	会計年度任用職員につきましては、定年のルールがないというところで、まず民間の定年年齢が65歳に引き上げられているというところで、公務員と正職員もそうですし、会計年度任用職員の一般的な職員の部分についても同じであるべきと考えております。ただ特殊な業務については人材確保の観点から、そうもいかないところもございまして、令和7年度中において、そういった議論を検討していき、今後の定年の在り方について考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
高山議長	4 番木村議員。
4 番 木村議員	令和7年度中に議論するということなのでそれはいいかなと思うんですけども、基本会計年度任用職員として働いている皆さんはですね、これいつこの仕事が終わっちゃうんだろうとか、やっぱりそういう心配をしながら、働いている人たちもたくさんいると思うんですよ。そういうのも含めてですね、やはりきちっとこう早めに決めて、順次報告しながら、自分がいつ終わる、終わっちゃうんだとか、いつまで働けるんだとかっていうことが理解しながらですね、町の仕事をしていけるような、そういうような体制を早くつくってもらいたいと思います。以上です。
高山議長	ほか、質疑ありませんか。 （質疑なしの声） それでは、これで質疑を終了いたします。次に、反対討論を行います。反対討論はありませんか。 （反対討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。したがって、日程第5、議案第2号、平取町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。 日程第6、議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明させていただきます。36ページからとなります。改正理由につきましては人事院勧告により、職員の期末手当に改正があった場合、これに準じて町長等の期末手当についても改定してきておりますことから、この度、職員の期末手当が0.05月分引き上げられたことに合わせ、改正しようとするものです。改正内容は新旧対照表によりご説明させていただきますので38ページをご覧ください。上段の表は37ページの改正条文の第1条に関するもので、第4条第2項第2号の期末手当の支給率を100分の180から100分の185に改定するものです。この第1条の改正は公布の日から施行するものです。下段の表は37ページの改正条文の第2条に関するもので、第4条第2項第1号、6月手当、同じく第2号、12月手当の支給率を、100分の182.5に改めることとし、この第2条の規定は令和7年4月1日より施行することとしております。以上、議案第3号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第3号、平取町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第4号、平取町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

39ページからの議案第4号、平取町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正理由は町長等の給与について、人事院勧告に準じて期末手当を改定する際、議員の期末手当についても改正を図っていることによります。改正の内容は新旧対照表によりご説明させていただきますので41ページをお開きください。上段の表は40ページの改正条文の第1条に関するもので、第5条第2項第2号の期末手当の支給率を100分の160から100分の165に改定するものです。この第1条の改正は公布の日から施行するものです。下段の表は40ページの改正条文の第2条に関するもので、第5条第2項第1号、6月手当、同じく第2号、12月手当の支給率を、100分の157.5に改めることとし、この第2条

の規定は令和7年4月1日より施行することとしております。先ほど改正理由の中で人事院勧告や、町長等の給与改定に合わせて議員報酬等についても改定案を出させていただいているとお伝えしましたが、令和2年度におきましては、減額改定となったことにより、当時、議員の皆様の間で議員報酬全体の議論がなされていた時であり、タイミング的にその引き下げの提案をすべき時期ではないというふうに捉えて、令和2年度の減額改定の提案は見送ってきております。令和5年度は逆に、手当がたまたま同じ月数分増額という人事院勧告が出ており、町長等の給与についても、手当についても改定しましたが、議員報酬全体の議論というのが、まだ引き続き行われていたということもありまして、その増額改定についても見送ってきているという経過がございます。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第4号、平取町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第5号、平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

42ページからの議案第5号、平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。改正理由は人事院勧告に基づき寒冷地手当を改正しようとするものです。改正内容は新旧対照表によりご説明させていただきますので44ページをご覧ください。この表は令和6年4月1日に遡って適用となる寒冷地手当の額を示しており、世帯主で扶養親族のある職員で14万7000円、扶養親族のない職員で8万1000円、その他の職員で5万7500円へとそれぞれ改定となります。45ページをご覧ください。この表は改正条文の第2条関係となり令和7年4月1日から適用されることとなりますが、表の中の第2条第1項でこれまでの常勤職員に加え、暫定再任用職員を対象とする文言を追記しております。第2項は世帯主で扶養親族のある職員で13万円、扶養親族のない職員で7万2500円、その他の職員で4万9000円へとそれぞれ減額改定となりますが、これは沙流郡が該当する寒冷地手当の地域区分が1級から2級へ変更となることによるものです。以上、議案第5号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしく

お願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第5号、平取町職員に対する寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第6号、令和6年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とします。提案理由の説明をお願いします。総務課長。

総務課長

議案第6号につきまして、ご説明させていただきますので、46ページをお開きください。令和6年度平取町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ848万2000円を追加し、予算の総額を71億5585万4000円にしようとするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については第1表歳入歳出予算補正によります。補正理由につきましては平取高校に係る令和7年度の生徒受け入れにあたり、新たに女子寮の整備が必要となることから、令和3年度に町が取得した旧福地医院の建物を改修し、寮として活用するために必要な費用を補正しようとするものです。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明させていただきますので、50ページをお開き願います。2款1項9目企画費848万2000円の追加です。14節工事請負費840万円の追加ですが、これは旧福地医院建物を寮として活用するため、壁や床、窓などの建具、冷暖房や火災報知機などの設置に係る改修工事費を計上したものです。17節備品購入費8万2000円の追加です。これは老朽化したガスコンロを更新するための費用の補正となります。財源は道補助金320万円と、残りは基金繰入金を充当します。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、49ページをご覧ください。上段、16款2項1目2節企画費道補助金320万円の追加です。これは歳出、平取高校女子寮整備費に充てる地域づくり総合交付金となります。続いて下段、19款1項3目1節平取町ふるさと応援基金繰入金528万2000円の追加です。これは、歳出の補正額から道補助金を差し引いた額に当該基金を充当しようとするものです。以上、議案第6号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高山議長	説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番四戸議員。
9番 四戸議員	50ページの14節の工事請負費について伺いたいと思います。先ほどの課長の説明では、福地先生の跡地、これ、女子寮としてという説明だったと思いますが、これ、どのぐらいの部屋数を考えているのかまず伺いたいと思います。またですね、令和6年度においては山岸宅を男子の生徒だと思いましたが、高校の寮として使用しています。今度の整備は福地先生の跡地でございますが、今後ですね、高校の寮として、今後もほかの空き地を寮として採用していくのか、その辺について伺いたいと思います。
高山議長	まちづくり課長。
まちづくり 課長	女子寮整備に係る部屋数についてですが、まずは部屋のほうは、基本的に5部屋は確実に確保したいと考えております。そして入寮の状況に応じて最大6部屋まで、6部屋目が、ほかの部屋より若干間取りが狭い形になってしまうので、そこはちょっと検討が要るかなとは思っているんですけど、最大6部屋程度貸し出せるかなというふうに想定をしております。それと空き家活用に関してなんですけども、今空き家を活用して、お話いただいたとおり、男子寮、それとこれからこの補正のほうが成立しましたら、女子寮整備ということで進めていきたいと考えているんですけど、今後についてなんですけども、空き家を活用してっていうことであると、この最初のイニシャルのほうは安く済むんですけども、やはり管理する拠点がどんどん増えてしまうという形になります。今、宿直もフルですするような形で寮の管理をしています。そうすると一つの寮に対して、ハウスマスターと呼ばれる舎監のような方が、やはりシフト回すためには2.5人必要っていう形に今なってくるかなというふうに考えております。さらに調理の業務についても、今現在男子寮を3名の方で調理のほう担当いただいて、3食平日賄っていただいていますけども、こちらの体制も強化しないと駄目だということになってきます。そういった形で地域おこし協力隊を使って、交付税措置をいただきながら、人件費を抑制しているところではあるんですけども、人集めも正直、大変なところがあって、次の寮というところを空き家を活用して3拠点にするっていうところについては、ちょっと議論が必要かなというふうに考えております。やはり集約をして1か所に、何とか建設なりが出来ないかということも視野に検討が必要な段階に入っていくかというふうに考えております。以上です。
高山議長	9番四戸議員。
9番	今の課長の答弁の中で管理などで、要するに人も足りない中で、やっていくの

四戸議員

は大変だというふうに私は理解しました。そこでですね、来年度、再来年度に向けては、まだいいのかなと思うんですけども、今後に向けて高校存続していくのには、私はこれ町で建てないといけないと思うんですけども、やっぱり寮が必要になってくるんじゃないかな、このように思っております。そういう中でですね、今回、これ整備事業にふるさと応援基金とそれから、道から、地域づくり総合交付金が出ております。今後もし寮を建てるとしたら、こういう道からの支援金というのは可能なかどうかその辺も伺っておきたいと思います。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

まず、寮の整備の経緯なんですけども、空き家活用ということで、男子寮につきましては、定期的に管理がされてきたということもあって改修規模が少なかったということと、オーナーの方、家主の方が民間の方でしたので、こちらに空き家補助のほうで改修していただいたという整理になっております。今回の女子寮につきましては、同じ空き家整備なんですけども、町の建物であったことと、相続の関係で長らく管理されないまま空き家になっていて、傷みが激しかったことで、大規模改修が必要ということで、ちょっと財源を探ったところ、地域づくり総合交付金の空き家の利活用のほうの補助が使えるかなということで申請したところ、今回提案のとおり、特定財源として見込める内示をいただいたという段階になっております。これからの部分なんですけども、質問にあった今後の方針にもよるかと思うんですけども、例えば新たに設けられてなったときに、他町の事例を見ているとなかなか財源確保に苦しんでいるところがございます、デジ田のですね、交流拠点施設整備っていう財源がありまして、こちらを使っている事例が数件ございます。ただこちらにつきましては、町立高校の場合は、町の交流拠点施設をつくるということで割とスムーズに進むようなんですけども、道立高校でこの交流拠点施設を使うとなると、財務サイドの考えで、なぜ道立高校のために町が寮をつくらなきゃならないんだということで、なかなか苦労するっていうことで、規模や部屋数なんかになかなか難しい面があるということで他町の事例からは伺っております。なので当町で空き家だとまた、この地域づくり総合交付金ということで考えることも可能かと思うんですけど、なかなか、そのほかだと特定財源がないっていうことと、もし交流拠点施設を使うとなると、恐らくその部屋数にかなり制限が出るのと、当然、交流拠点施設としての実施設計が必要になってくるという形になるので、なかなかすぐに、例えば令和7年度中に整備ができるかっていうと、かなり早めに着手しないと難しいかなというふうに考えております。検討としては、そんなことを検討するという段階でございます。

高山議長

ほか。3番松澤議員。

3 番
松澤議員

高校の寮といえば、下宿っていうふうに考え方がいくんですけども、例えばですけども、うちの町やっぱり高齢者の方が多くて、それでも若い人と一緒に暮らしてご飯を作ってくれるとか、そういう方はもしかしているんじゃないかなとちょっと思ったりもすることがあるんです。お互いに、いいかなっていうふうに思うんですけども、例えば課長のいろんな事例を、何か調べてらっしゃるようなんですけども、そういうふうに町全体で、そういう高校生とか、そういう方をウェルカムっていう感じで協力しますよっていう感じの、そういう町ってちょっと聞いたことあるような気がするんですけども、事例として何かそういう町はあったでしょうかね。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

例えば結構高校魅力化の全国募集の動きっていうのは離島から始まった部分が多いんですけども、離島だと島親制度っていうような名前だったりをして、おっしゃったように下宿のような形で住まわれて、里親みたいな形っていうんですかね。そこを島親っていう呼び方で、一緒に寝食を共にするっていう形で、下宿のような、家族のような、運用をされているっていう町もあります。そういった形もしているところもありますし、寮のような形でやっているところもありますし、もう少し自由にシェアハウスっぽい形で、住まいを確保されているとか、形態はいろいろある形ですけども、1番多いのはやはり寮を整備して、舎監さんやハウスマスターっていう形で、ちょっとやっぱり離れて暮らすので、そういった目があってみんな同じ条件で暮らせるっていう寮整備をやっぱり選択しているところが数としては多いかなというふうに思います。より、地域住民と近づける、そういう里親制度っていうか、留学生の親代わりみたいな制度も、すごく魅力的かなと思うんですけど、なかなか当町としてはまだ取り組めていないっていうところになるかと思います。以上です。

高山議長

3 番松澤議員。

3 番
松澤議員

理想は、私は平取にいいところってそんなにあんまりないといいますか、あるとすれば人の良さっていいですか、そういうものだと思いますのでね、そういうものを、失礼、すみません、求めてっていうのちょっと何かあるのかなとしたりして、そして建物のこと、いつもこう、何か言っていますけども、そういう下宿とかそういう、里親っぽい感じだと、人が来て人がいなくなっても別に困らないっていいですか、下宿の方がいなくなっても、別に建物はそのままなので、お金もどうのこうのっていうのはないのかな、悩みがないのかなってちょっと常々思ったもんですから、そういうことも、増えていったら、少しそういう、奇抜な方がいらっしゃるかもしれませんのでね、頭の隅に入れといたら

どうかなと思ったもんですから。はい。答弁はいいです。

高山議長

ほか。4番木村議員。

4番
木村議員

先ほどくらいから寮の話でですね、部屋だとかこれから実人数ということで話しされていましたが、自分も高校時代は寮生活してまして、大変楽しい時間を過ごした経験があります。それで寮生活ってというのはですね、基本的に今の時代のことは、僕が言いたいことはもう40何年も前なので、ちょっと時代が違うので何とも言いませんが、相部屋でですね、僕が行ったときは、4人1部屋、当時は3人まででしたけど、先輩が1人いて、それで1年生が2人いるってというような、そういうような感じで、先輩に厳しくいろいろ教えてもらいながら、楽しくやった経験もあるんです。そういうのもあってですね、1人1部屋っていう考え方ではなくてもいいんじゃないかなと思っていました。僕の娘も白老の高校行ったときにですね、女子寮入ってまして、そこは先輩と後輩が2人で1部屋、もう6畳ぐらいの部屋でした。2段ベッドで、もう本当に、机なんて置けなくて、もうテーブルみたいの1個あってそこで勉強すれやみたいな感じの寮でしたけども、そういう中でも楽しく、同級生なんかも周りに一緒に住んでいるので楽しくやっていました。そういうのがあってですね、やっぱり別に1人1部屋じゃなくてもいいような気がするので、そういう考え方も最初から持ってですね、部屋づくりについても、当初は人数が少ないので1人1部屋でもいいと思いますけど、2段ベッド最初から置いておくとか、そういうような人数が増えた場合は2人部屋になるよとかね。そういうようなやり方をするのがいいんじゃないかなと思っていて、そうすれば、5部屋あれば10人まで入れますんで、これからのことも考えればいいかなと思っています。ぜひ高校生活は僕の経験上、人生の中で大変大事な時期で、その時に出来た友達ってというのは、もう一生の友達って言っても過言ではないと思っていますので、いい高校生活を送れるようにですね、環境づくりのほうをしていただければと思います。1人1部屋、2人でもいいんじゃないかと思っています。以上です。

高山議長

町長。

町長

今、ご質問でいろいろ受け入れ体制について、ご意見等いただきましたので、もちろん下宿とかもですね、可能性としてはゼロではないと思いますし、それから部屋割りといいますかね、そういうものについても、いろいろな子どもの状況なんかを見ながら、考えなければならぬところもあるかなと思いますけども、それも一つの手段というか手法かなと思いますので、いろいろこれから来年度、再来年度もですね、どのぐらいの規模で受け入れしなければいけないのかというようなところも出てきますので、その状況、マックス1学年16名

が町外からということですので、最大でも４８名というところもありますけども、そういうこともある程度想定しながらですね、今後の経緯も見ながら、いろんなやり方といいますかね、そういうものを考えながらですね、ぜひ対応していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

高山議長

それでは質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第９、議案第６号、令和６年度平取町一般会計補正予算第７号は、原案のとおり可決しました。

本臨時会に付された事件の審議状況を報告します。議案６件で原案可決６件となっています。

以上で全日程を終了しましたので、令和６年度第８回平取町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

（閉 会 午前１０時２６分）